

# 持続化給付金 申請個別相談会開催のお知らせ

愛南町商工会では『持続化給付金』を申請するための支援をいたします。

## 持続化給付金とは・・・

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、国が事業全般に広く使える給付金を支給する制度です。売上が前年同月比50%以上減少の事業所が対象となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的に、**【完全予約制】**による申請支援窓口を設置して、申請方法などの相談に応じます。

**開催時間** 9時～ 10時～ 11時～ 13時～ 14時～ 15時～ 16時～

**開催日** 5月21日（木）～（土日祝祭日を除く）

**予約方法** お電話にてご予約ください。【完全予約制】

愛南町商工会 本所 電話 0895-73-0700

## 準備物

法人の方	①確定申告書別表一の控え（電子申告の場合、受信通知） ②法人事業概況説明書の控え（表面・裏面） ③法人番号 ④設立年月日
個人事業主の方	①令和元年分 確定申告書第1表（電子申告の場合、受信通知） ②令和元年分 所得税青色申告決算書 または 令和元年分 収支内訳書 ③本人確認書類（運転免許証【両面】・マイナンバーカード【表面】など）
共通項目	①減収月（令和2年1月～12月）の売上金額が分かる帳簿等（様式問わず） ②預金通帳（表紙および通帳を開いた1ページと2ページ） ③スマートフォン（メールアドレスが設定してあること）



## 申請個別相談会に参加される皆さまへ

- ※申請がスムーズに行われるよう、準備物をご確認くださいようお願いいたします。
- ※持続化給付金の申請は、ご本人による電子申請のみとなるため、商工会では申請を代行することはできません。
- ※ご来会時には、「マスク」の着用をお願いいたします。

愛南町商工会  
☎ 0895-73-0700